

# 八戸市農業委員会 10 月臨時総会議事録

日時：平成 28 年 10 月 11 日（火）午後 1 時 30 分  
場所：別館 2 階会議室 C

農業委員数 35 名

出席委員数 31 名

1 番 籠田 悦子、2 番 坂下 彌一、3 番 清川 新一、4 番 和泉 俊雄、5 番 上野 正雄  
6 番 小笠原 萬三、8 番 大沢 俊幸、9 番 鳥喰 一郎、11 番 高橋 勝男、13 番 寺沢 和則  
14 番 谷地 秀典、15 番 林 善嗣、16 番 川畑 修一、17 番 田中 忠二、19 番 村上 仁  
20 番 大久保 秀幸、21 番 古館 傳之助、22 番 木村 武美、23 番 馬場 豊、24 番 齋藤 正人  
25 番 松橋 剛志、26 番 三浦 豊、27 番 釜石 幸史朗、28 番 西野 茂雄、30 番 中村 正記  
31 番 三浦 慶一、32 番 赤坂 英夫、33 番 堰端 治、34 番 森園 秀一、36 番 荒川 喜一郎  
37 番 明戸 政勝

欠席委員数 4 名

10 番 山内 光興、18 番 下館 敏、29 番 田名部 和義、35 番 前澤 時廣

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主幹 大里 知矢、技査 菊谷 武夫、主事 田中 野

部会議案案件

議案第 7 号 八戸市農業委員会の委員等定数条例の制定について  
議案第 8 号 八戸市附属機関設置条例の一部改正について

村上 GL

それでは、ただいまより平成 28 年 10 月八戸市農業委員会臨時総会を開会いたします。  
始めに会長よりあいさつをお願いいたします。

籠田会長

それでは、10 月の臨時総会に当たり一言御挨拶を申し上げます。本日は皆様お忙しい  
中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本年 4 月に施行されました改正農業委員会法に基づき、当委員会においては、来  
年 7 月に新体制に移行することとなります。

これまで、改正農業委員会法への対応として、農業委員と農地利用最適化推進委員の定  
数や業務内容、推進委員の担当地区などについて議論をし、新体制にスムーズに移行でき  
るよう、八戸市農業委員会としての意見を取りまとめてきたところです。

本日の臨時総会は、これまでの皆様からの御意見を踏まえ、八戸市農業委員会の委員等  
の定数条例の制定についてと、八戸市附属機関設置条例の一部改正についての議案を提出  
しておりますので、何とぞ、慎重なる御審議をいただき、原案のとおり御承認くださいま  
すようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

村上 GL

それではこれより総会となりますが、総会の議長は農業委員会等に関する法律第 5 条第  
3 項の規定により、会長が務めることとなります。会長、よろしくをお願いいたします。

籠田会長

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。本日は在任委員の過半数が出席され  
ておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いた  
します。

本日の議事につきましては、お手元に配付しております総会資料の次第により議事を進  
行しますので、委員の皆様のお協力をお願いいたします。

始めに、議事録署名者の指名をいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

籠田会長 御異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。14 番谷地秀典委員、28 番西野茂雄委員の両氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。議案第7号八戸市農業委員会の委員等定数条例の制定について、を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

寺沢事務局次長 はい。事務局寺沢より、議案第7号八戸市農業委員会の委員等定数条例の制定についてを御説明いたします。お手元の総会資料の1ページを御覧願います。

この議案の制定及び提案理由は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるためのもので、当該条例の制定を市長に申し入れるものであります。

2ページをお開き願います。制定する条例の内容ですが、第2条において、農業委員会の委員の定数を19人、第3条において農地利用最適化推進委員の定数を22人と規定いたします。附則では、まず施行日を現農業委員の任期の翌日となる平成29年7月15日と定めます。

次に、新たな条例の施行に合わせ、現農業委員の定数に関する3つの条例を廃止します。廃止する条例の1つ目、八戸市農業委員会の選挙による委員の定数条例は、選挙による委員定数30人を規定している条例です。

2つ目の八戸市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び定数に関する条例は、旧八戸市を選挙区とする第1選挙区、定数24人、旧南郷村を選挙区とする第2選挙区、定数6人を規定している条例です。

3つ目の八戸市農業委員会の部会の委員定数に関する条例は、選挙による委員、団体推薦の委員、議会推薦の委員を部会別に定数を規定し、計農地部会19人、農政部会21人を規定している条例です。

附則の3ですが、農業委員と農地利用最適化推進委員の報酬を規定するため、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を改正することとし、別表第1中、農業委員会の委員の項目を3ページに記載のとおり改正するものです。

改正内容ですが、新制度の下では部会を設けないことから、部会長と部会長の職務代理者に関する箇所を削るほか、現在適用している部会の委員の額を一般の委員が引き継ぎ、また農地利用最適化推進委員の項目を加え、額を一般の委員と同額に規定いたします。

このほか、農地利用最適化推進委員が出張に要する旅費を手当てするため、費用弁償の内容を規定している同条例の別表第2中、農業委員会の委員の次に農地利用最適化推進委員を加える改正を行います。

なお、本日議決を賜りましたら、八戸市長へ条例の制定を申し入れ、12月定例市議会に条例案が提案される予定であります。以上で議案第7号の説明を終わります。

籠田会長 ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

委員 (「なし」の声あり)

籠田会長 なしという声がありますが、よろしいですか。  
ないようですので、原案のとおり申し入れることに御異議ございませんか。

委員 (「異議なし」の声あり)

籠田会長 御異議なしと認めます。よって本案については、原案のとおり八戸市長に申し入れるものといたします。

次に、議案第8号八戸市附属機関設置条例の一部改正についてを議題といたします。そ

れでは、事務局から説明をお願いいたします。

寺沢事務局次長

はい。議案第8号八戸市附属機関設置条例の一部改正についてを御説明いたします。総会資料の4ページを御覧願います。この議案の改正及び提案理由は、市が農業委員会委員選考委員会を設置することについて市長から意見を求められたことから、審議を求めるものであります。

5ページを御覧願います。条例改正の内容ですが、附属機関の一覧を掲載している別表の1に八戸市農業委員会委員選考委員会を加え、担任する事務として八戸市農業委員会の委員の審査及び選考に関することを規定いたします。

附則では、施行日を平成29年4月1日と定めます。これは選考委員会の開催を4月に予定していることによるものです。なお、今後のスケジュールを追って説明いたします。

附則の2ですが、選考委員会の委員の報酬及び費用弁償を規定するため、八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第1及び別表第2に、選考委員会の委員を加える改正を行います。

次の6ページをお開き願います。こちらは附属機関設置条例と特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表となっております。別表の1、市長の附属機関に八戸市農業委員会委員選考委員会とその担任する事務が加わります。

その下、特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例についてですが、説明の前に先に訂正箇所がありますのでお知らせいたします。右側、改正前の表の説明で、別表第2(第2条関係)については、別表第1が正しいものでしたので訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

説明に戻ります。別表第1では、日額報酬を支給している他の委員と同じく選考委員会の委員を加えるほか、費用弁償についても他の委員と同じく手当てできるよう別表第2に選考委員会の委員を加えるものです。

次に、7ページを御覧願います。議案の補足説明といたしまして、改正農業委員会法への対応に関するスケジュールを御説明いたします。表の左側に農業委員の関係を、右側に農地利用最適化推進委員の関係を、共通する項目については真ん中に記載しております。

本日の臨時総会で、農業委員会の委員等定数条例の制定と附属機関設置条例の改正を議決いただきましたら、12月議会に議案を提案し、議決を賜りたいと考えております。

12月下旬に委員等定数条例制定及び附属機関設置条例改正の議決後、1月部会開催日の1月13日に臨時総会を開催し、農業委員と最適化推進委員の公募、選考に必要な規則として、八戸市農業委員会の委員候補者の選考に関する規則、八戸市農業委員会委員選考委員会規則、八戸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則、この3つの規則の審議、議決を賜りたいと考えております。

規則の議決後、1月中旬より、市ホームページ、広報はちのへ、農家座談会、のうぎょうだよりを通して、公募の周知に努めたいと考えております。農業委員と推進委員の募集は2月1日から28日までを予定しており、法で規定されている応募状況の中間発表、最終発表を行ったあと、農業委員の選考に係る選考委員会が4月中旬に開催される予定です。5月の総会において、農業委員会の会議に関する規則、規程の改正を審議、議決を賜り、6月の定例議会において新農業委員の選任に関する議会の同意を得て、7月に農業委員の任命、8月に推進委員の委嘱が行われることとなります。

今後のスケジュールについては、諸事情により前後することもあるかと思いますが、大まかな事務の流れは表のとおりでございます。

本議案については、本日議決を賜りましたら、八戸市長へ農業委員会委員選考委員会を設置することについて意見のない旨を回答し、12月定例市議会に改正条例案が提案される予定であります。

以上で議案第8号の説明を終わります。

籠田会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

赤坂委員

はい。

籠田会長	はい。
赤坂委員	あの、八戸市卓越技能者選考委員会とはどのような委員会でしょうか。
寺沢事務局次長	はい。八戸市農業委員会委員選考委員会とはどのようなという質問でしょうか。
赤坂委員	いいえ、そうではなくて、卓越技能者選考委員会というのが農業委員を選考するわけですよ。
寺沢事務局次長	<p>いいえ、事務局より説明いたします。資料の6ページのところで、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。</p> <p>表の中では、この名称のところに八戸市卓越技能者選考委員会、その下に八戸市農業委員会委員選考委員会とありますが、実際にはここの表に、委員会の名前や様々な附属機関の名前が入ります。入れる順番といたしましては、役所の中の機構順に大体入れるということで、そういった意味では前の卓越技能者選考委員会が、商工労働部の関係ですが、農林水産部の先頭に入るということで、ちょうどこの場所に入るという意味で、卓越技能者選考委員会の後ろに委員会が入るというものです。従って、農業委員を決めるのはあくまでも農業委員選考委員会ということですよ。</p>
籠田会長	よろしいですか。
赤坂委員	はい。どうもありがとうございます。
籠田会長	他にございませんか。
鳥喰委員	はい。
籠田会長	はい、鳥喰委員。
鳥喰委員	この選考委員の数は何人でしたでしょうか。予定でも構いません。
寺沢事務局次長	はい、事務局よりお答え申し上げます。今の大体の案では、6名程度を考えております。
籠田会長	よろしいですか。
鳥喰委員	はい。
籠田会長	他にありませんか。
委員	(「なし」の声あり)
籠田会長	ないようですので、原案のとおり回答することに御異議ございませんか。
委員	(「異議なし」の声あり)
籠田会長	御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり意見のない旨、八戸市長に回答いたします。
	以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。御協力ありがとうございました。
終了	午後1時40分

以上は、八戸市農業委員会臨時総会の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 会長 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 \_\_\_\_\_